

令和6年度予算編成方針

第1 経済状況と国、県の動向

我が国の経済状況は、令和5年9月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方で、「世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」と警戒感を示している。

こうした状況の下、国は「経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）」で、当面の経済財政運営に向けた考え方として、「足元の物価高や世界経済の減速等による我が国経済の下振れリスクに万全の対応を図りつつ、持続的な成長と分配の好循環に向けて、国内投資の拡大や研究開発の促進による生産性の向上とともに、価格転嫁を通じたマークアップ率の確保による賃上げを車の両輪として一体的に進める。」としている。

また、令和6年度予算に向けた考え方として、「本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。」とし、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021（令和3）年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている一方で、「新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻す。」としている。

新潟県においては、今後の中期的な行財政運営全般の基本的な考え方や取組の方向性を定めた「新潟県行財政基本方針（案）」を本年9月に公表し、令和10年度までの中期的な方針として、「県債基金の確保」、「実質公債費比率の改善」、「将来負担比率の改善」などの目標達成に向けた取組を進めるとしている。

これら国及び県の動向は、本市の予算編成や事業実施に大きな影響を及ぼすことが想定されることから、引き続き、注視していく必要がある。

第2 本市の財政状況と直面する課題

昨年8月の大雨災害により市内では甚大な被害が発生し、災害復旧・復興に向けて最優先事項として取り組んでいる。今年度中には概ね復旧工事が完了する見込みとなっており、令和8年度から災害復旧事業における元金償還が始まる。

また、本市は人口減少や少子・高齢化という社会構造に対する課題が顕著であり、市税や普通交付税等の減収、介護保険等の社会保障関係の義務的経費の増加が見込まれる。さらに、原油価格・物価・電気料高騰の影響や、多様化する住民ニーズへの的確な対応など、持続可能な行財政運営を行うためには経常的な一般財源の安定的な確保が課題となっている。

1 令和4年度の決算状況

令和4年度決算における本市の財政状況は、財政健全化の指標である「実質公債費比率」や「将来負担比率」は改善したものの、財政構造の弾力性を示す指標である「経常収支比率」は悪化した。

令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症をはじめ物価高騰の影響による経済対策や生活支援事業の実施により財政負担は増大したが、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の有効活用により対応することができた。

しかし、昨年の大雨災害による多額の財政出動や、物価高騰等による経常的経費の増などにより、単年度収支で約2億9千万円、実質単年度収支で約17億3千万円の赤字となった。

2 普通交付税の減額

令和2年の国勢調査人口は57,418人となり、平成27年国勢調査人口62,442人と比較して5,024人の減少となった。普通交付税と臨時財政対策債の合計額の令和4年度と令和5年度を比較すると、約2億4千万円の減額となり、人口減少の影響を緩和する数値急減補正は年々縮小しており、今後も交付税額に大きな影響を及ぼすこととなる。

今後、災害復旧事業に係る地方債の償還額が公債費算入されるが、人口の数値急減補正の減少や、令和7年の国勢調査の影響などにより横ばいで推移する見込みである。

3 財政調整基金の大幅な減額

年度間の財源調整や大規模災害などの不測の事態が発生した際に活用が見込まれる「財政調整基金」の残高は、令和3年度末時点で41億4千万円あったものが、令和4年度末で27億円まで減少した。令和5年度当初予算に12億円の繰入金を計上しており、実質的な残高は、安定した財政運営のための最低ラインとしている標準財政規模の10%にあたる22億円を大幅に下回る15億円となっている。

4 公債費負担の増加

一般会計における公債費（元利償還金）は、市町村合併以来減少してきたが、令和4年度から増加に転じ、令和5年度は令和3年度との比較で2億3千万円の増加が見込まれている。令和6年度には一旦減少するものの、災害復旧事業における元金償還が令和8年度から始まり、公債費が高止まりしていく見込であることから、今後の市債借入において十分注意を払う必要がある。

第3 予算編成の基本方針

こうした財政状況の中、令和6年度においては、災害復旧・復興事業を最優先事業と位置づけるとともに、「第3次村上市総合計画」をはじめとした各種計画の理念や目標を踏まえつつ、その歩みを止めないよう着実に各種施策に取り組む必要がある。

そのため、将来にわたり持続可能な行財政運営を確立するため、市民と行政が同じ認識の下、既存事業全般のPDCAサイクルに基づく大胆な見直し、創意工夫による経費削減等を行い、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するとともに、新たな財源確保に取り組むなど歳入対策も強化した予算を編成するものとする。

1 災害復旧・復興事業最優先の予算編成

昨年8月の大雨災害からの一日も早い復旧・復興に向けて「復旧・復興タイムライン」に基づいた事業を最優先として予算編成をするものとする。

2 第3次村上市総合計画の推進

「第3次村上市総合計画」の3年目となり、計画の達成に向けた重要な年度となる。基本理念や基本目標に則した政策・施策を展開し、本市の目指す将来像「あふれる笑顔のまち村上」の実現に向けた取組を着実に実施する。

3 第2期村上市総合戦略の推進

人口減少に向けた対策と地域の活性化、本市の継続的な運営を進めていく重点戦略として令和3年3月に策定した「第2期村上市総合戦略」の基本目標・施策に基づく取組を積極的に推進し、本市の目標とする「持続するまちの実現」を目指すものとする。

4 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

「村上市デジタルトランスフォーメーション推進方針」に基づき、市民の利便性の向上や安心・安全に暮らせるまち「スマートむらかみ」の実現のため、真に必要なサービス、事務の効率化につながるものを選択して実施する。

5 歳出経常経費（一般財源）の削減の取組の継続

市税や普通交付税等の一般財源の減収に対応していくためには、経常的経費の削減が必須である。削減の取組は単年度で解決しないものが多く、見直しの内容によっては、市民や関係者への影響が大きく、説明に時間を要する場合もある。令和6年度予算に反映できないものについても、速やかに実現できるよう継続して取り組むこと。

6 歳入確保対策の実施

(1) 財源確保の取組強化

ネーミングライツ、クラウドファンディング、公共施設等に係る有料広告収入など、新たな資金調達方法の活用を検討すること。また、ふるさと納税や企業版ふるさと納税については、前例にとらわれない新たな手法により、財源確保に向け積極的に取り組むこと。

(2) 補助制度等活用の徹底

事業費の積算に当たっては、国・県等の補助制度はもとより、各種団体の助成制度等、あらゆる歳入の可能性を検討し、歳入額の多寡、事業の新規・継続を問わず、積極的な財源確保に努め、最大限、特定財源を活用すること。また、補助制度活用のための事業見直しを実施し、一般財源の縮減を図ること。

第4 行財政改革の推進

「持続するまち」であり続けるためには、安定した財政運営を確実にすることが必須であり、「村上市行政改革大綱 2022」に基づき歳入確保、歳出削減に取り組むこととする。

1 公共施設の見直し

今後の歳入減に対応するためには、市町村合併以来引き継いできた施設をすべて維持していくことは非常に困難な状況に陥っており、効率的かつ効果的な施設運営を進めることで、費用の抑制と平準化を図る必要がある。「村上市公共施設マネジメントプログラム」に基づいて、計画的な維持管理、長寿命化等を行うことで将来的な財政負担の平準化を図ること。

2 各種補助金の見直し

団体等への補助金については、団体等の自主性・自立性の観点から事業費補助を原則とし、事業効果や必要性を十分に検証すること。目的達成に向けた成果が表れない補助金は、段階的廃止及び見直しを積極的に行い経費の節減に努めること。また、新規の補助制度を設ける場合は、スクラップアンドビルドによる検討を必ず行うこと。

3 事務事業全般の見直し

法令に定める事業を除く全ての事業について、今日の社会情勢や住民ニーズに鑑み、これまでの方法にとらわれることなく、必要性・効率性・有効性の観点から事務事業が適正であるかを確実に見直すものとし、歳入に見合った歳出という原点に立ち、費用対効果を踏まえ本市の財政状況に見合う事業となるようゼロベースから再構築すること。

第5 予算編成の基本的事項

1 予算編成の基本的な考え方

(1) 予算編成においては、各種関連計画に沿った予算要求を基本としつつ、限りある財源を有効に活用する中で、世代間の公平に配慮しながら将来世代に過度な財政負担を残さないよう十分留意して各種施策を進める必要があり、事業の選択と集中による歳出の重点化を図っていく。

(2) 予算編成は通年予算とし、年間所要額を適正に見積もること。年度途中の補正は、制度改正や国・県補助金等の特定財源の確定に伴うもの、災害等による突発的経費又は当初予算で見積り不能なもの若しくは不確定な要素等により保留したもの以外には行わないこととする。

(3) 予算調整（査定）については、国の地方財政計画や各種制度の見直し等の動向を勘案しながら、予算要求額及び事業内容等を確認するとともに、歳入・歳出要求に基づく一般財源不足額を算出し、中・長期的な財政収支見通しや各種財政指標にも配慮するものとする。

2 予算編成の手法及び予算要求上限額について

(1) 経常的経費

経常的経費（人件費や公債費等の一部経費を除く。）については、課(局)を単位とする一般財源ベースの予算要求上限額を設定する。なお、要求上限額の設定に当たっては、個別単位で調整する。市民ニーズを的確に把握できる各担当課(局)において、課(局)長のリーダーシップの下、単年度にとどまらず中・長期的な視点に立ち、要求上限額の範囲内で効率的かつ効果的な行財政運営が図られるよう調整すること。

また、法令に基づくもの等を除き、新規事業や既存事業の拡充は原則禁止とする。

(2) 投資的経費

災害復旧事業を除く投資的経費（普通建設事業）については、国・県補助金や起債等の財源が無い事業は原則実施しない方針とする。財源の確保ができない事業については、事業の先送りを検討すること。ただし、危険箇所の修繕工事等については、緊急度を確認できる資料を添えて要求すること。

また、要求する事業は、課(局)全体で調整の上、優先順位を設定すること。

(3) 特別会計（公営企業会計）繰出金

特別会計（公営企業会計）については、一般会計繰出金の予算要求上限額を設定するので、一般会計と同様の基準により経費削減の取組を行い、要求上限額の範囲内で調整すること。

また、公営企業会計については、独立採算を前提に経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努め、安易に一般会計からの繰入に依存しないこと。特に基準外繰出金については、中・長期的な削減計画（改善計画）により段階的な縮減に努めること。

3 予算編成スケジュール

年 月 日	事 項
令和5年11月2日	予算編成方針、各課予算要求上限額等通知
令和5年11月2日	予算編成担当者説明会
令和5年11月22日	予算要求期限（システム入力期限）
令和5年11月24日以降	各課担当者ヒアリング（査定）
令和5年12月中旬	重点施策等ヒアリング
令和6年1月上旬	1次査定額各課通知
令和6年1月中旬	市長・副市長査定
令和6年1月下旬	当初予算書印刷